

熊谷市立三尻小学校「学校いじめ防止基本方針」

三尻小学校いじめ防止対策委員会

1 いじめ防止等に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より）

(2) いじめ防止に対する基本的な考え

「いじめは絶対に許さない」という強い決意のもと、児童等のいじめを防止するために、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。

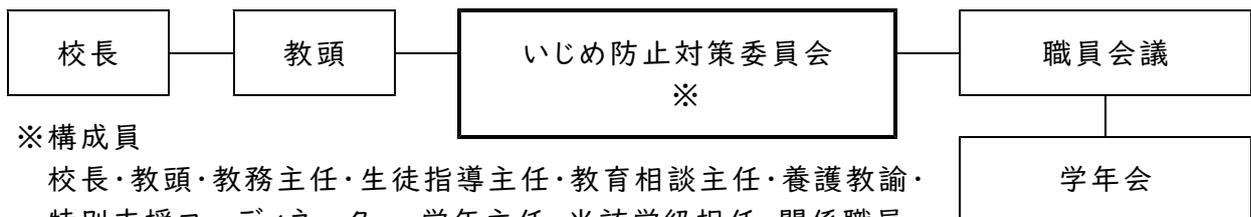
また、いじめを察知したときは、いじめられた児童等を最後まで守り抜き、いじめた児童等に適切な指導を行い、再発防止に努める。

学校全体（教職員・児童・保護者・地域）それぞれの立場から、児童の健やかな成長を支え、見守り、いじめ問題を克服することを目指す。

2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

(1) いじめ防止対策委員会

①組織と構成員



※構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・特別支援コーディネーター・学年主任・当該学級担任・関係職員（SC・SSW・学校医・警察OB）

②活動内容

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく学校におけるいじめ対策の検証を行い、改善策を検討する。
- イ 教職員へ「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、共通理解して取り組む。
- ウ 児童アンケートや教育相談の結果や集約を行い、いじめ防止対策に努める。
- エ 学校便りやホームページを通して、いじめ防止についての情報を発信する。

(2) いじめが起きたときの対応

「三尻小学校いじめ緊急対策（起きてからの対応）」（令和3年度改訂）に則り、問題解決、解消に向けた指導や支援を行う。（別紙参照）

(3) 重大事態への対応

熊谷市教育委員会「生徒指導マニュアル」P9に準じて対応する。

3 いじめ防止のための取組

(1) 教職員の人権感覚の向上

様々な人権問題に対する教職員自身の認識力と自己啓発力、行動力の向上を図るため、定期的に研修を行う。そして、教職員一人一人が鋭い人権感覚を磨き続けられるようにし、「いじめは絶対に許さない」という気風がみなぎる学校づくりを推進していく。

いじめにつながる兆候はないかを確認するために、毎月児童の様子を振り返りチェックシート（熊谷市生徒指導マニュアル参照）に記入する。管理職や生徒指導主任がチェックシートを確認し、必要があればケース会議を行う。

(2) 学級経営の充実

人間関係づくりを行ったり、学級の一員としての役割をもたせる学級活動を取り入れたりすることで、互いを認め合い、思いやり、支え合える学級集団を築く。また、学級としての規律があり、正しく温かい言語環境の整った集団作りを進めることで、一人一人が居場所を実感し、安心して生活したり学習したりできるようにする。

(3) 授業の充実(わかる・できる授業と道徳教育の充実)

全ての児童にわかる・できる授業を提供し、確かな学力の定着を図ることによって、児童一人一人が学ぶ喜びや、達成感、充実感をもてるようにする。授業の中で、一人一人を徹底的にかまうことに努める。

道徳の授業を通じて、児童一人一人が自己を見つめ、人間としてのよりよいあり方や生き方、道徳的価値について自覚を深め、自尊感情や自己肯定感を高められるようにする。また、全教育活動を通じて、相手や仲間の気持ちを考え、思いやりの心をもって行動できる道徳的実践力の育成に努める。

(4) 教育相談体制の充実

保護者を対象とした教育相談を定期的に行うことで、家庭と連携していじめの未然防止や早期発見につなげられるようにする。

(5) いじめを見逃さないための取組

毎月「今の私の心を見つめてみます」(いじめアンケート)を実施して丁寧な聞き取りを行うことで、いじめの早期発見に努める。

週に1回「リセットタイム」を設け、「文房具や学習用具への落書きがないか」や「なくなっているものはないか」などの確認をすることで、いじめを未然に防いだり早期に発見したりできるようにする。

(6) インターネット上のいじめ防止

「ネットいじめ防止教室」を開催したり「情報モラル教育」等を行うことで、インターネット上のいじめを防止できるようにする。「学校警察連絡協議会」で警察や他校からの情報をもとに、本校でも起こりうる事例と捉えて児童や保護者への啓発につなげる。

(7) 助け合う児童の育成

「いじめ0宣言」を年2回行ったり、児童が互いによさを認め合う「心の花束」を定期的に行ったりすることで、「いじめを許さない」や「互いに認め合う」という意識を高めていく。

「縦割り活動」(異学年交流)を行うことで、高学年の児童には「下級生のこの児童の役に立っている」低学年の児童には「認められ大切にされている」という自己有用感や自己存在感を獲得できるようにする。

4 取組に対する検証・見直し

(1) 学校評価において、いじめ問題への取組等について自己評価(教職員・保護者・学校運営協議会委員)を行い、結果を取組の改善に生かす。

(2) いじめ防止対策委員会において、PDCA サイクルで見直しを行い、実効性のある取り組みとなるようにする。

令和 5年 7月 策定